

浦添市新クリーンセンター施設整備・運営事業の検討経緯

1 検討経緯

(1) 広域化の検討（ごみ処理広域化に係る基本合意の締結）

現在、浦添市では単独で処理を行っており、中城村及び北中城村では2村で構成する中城村北中城村清掃事務組合で共同処理を行っています。

しかしながら、昭和58年4月より稼働している浦添市クリーンセンターは老朽化が激しく、安定したごみ処理サービス提供のためにも新たなごみ処理施設の整備が必要となりました。

ごみ処理施設の建設には膨大な費用が掛かり、運営に当たっては施設の規模にかかわらずに一定の費用が掛かることから、経済性の観点から効率的に施設を整備するため、他の市町村と共同してごみを処理する「ごみの広域処理」が望まれます。

そこで、浦添市は近隣の市町村のうち、ごみ処理施設の整備（延命化・新設等）を検討している中城村及び北中城村との間でごみ処理の広域化に向けて協議を重ねてきました。

そして、浦添市が中城村及び北中城村から地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく「事務の委託」を受けることにより、ごみの広域処理を行うことを決定し、平成28年11月に浦添市、中城村及び北中城村（以下「1市2村」という。）にて「ごみ処理広域化に係る基本合意」を締結しました。

(2) 施設整備計画の策定（浦添市新クリーンセンター整備基本計画・基本設計の策定）

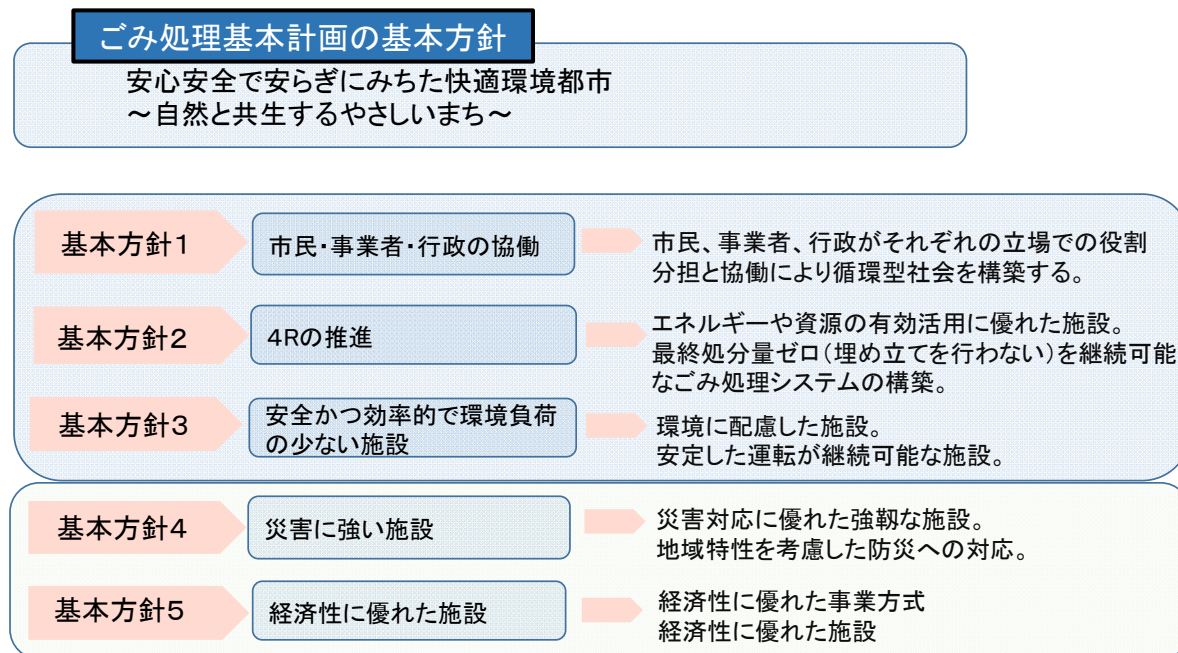
「ごみ処理広域化に係る基本合意」を踏まえ、1市2村は、燃えるごみ、燃えないごみ及び粗大ごみを処理するために新一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）及び同施設内に併設するマテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ破碎設備等）（以下、総称して「本施設」という。）を共同して整備することとなりました。

これを受け、循環型社会形成推進交付金の対象事業として事業の円滑な推進を図るために必要な施設整備方針、事業方式等ごみ処理施設整備に係る基本的な方針などを明らかにすることを目的として、令和2年3月に「浦添市新クリーンセンター整備基本計画・基本設計」を策定しました。

なお、「浦添市新クリーンセンター整備基本計画・基本設計」においては、施設の立地条件、施設整備に係る基本方針、計画ごみ質、施設規模、ごみ処理方式、環境保全対策、余熱利用計画、プラント設備計画、土木・建築計画、災害対策、環境学習計画、事業方式、管理・運営計画、事業計画について取りまとめました。また、浦添市新クリーンセンター施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の事業方式をDBO方式とすることとしました。

2 施設整備の基本方針

本施設整備の基本方針は、ごみ処理基本計画等、上位計画における方針などを勘案しつつ、本施設整備における重要課題である施設の強靱化及び災害時の対応、経済性からの観点を加えて図 1 に示す 5 つの方針として設定しました。



本施設整備における基本方針		施設整備に係る基本方針の設定に向けたキーワード	
		キーワード	設定理由
【基本方針1】 市民・事業者・行政の協働	浦添市・中城村・北中城村のごみ処理ルールの取扱いについて、公平性に配慮して考え方を整理した上で、ごみの適正処理に取り組む住民や排出事業者に対して、適切な支援を行います。	市民・行政	ごみの適正処理に取り組む住民や排出事業者を支援し、資源の有効活用が図れる施設を目指す。
【基本方針2】 4Rの推進	4R（Refuse(リフーズ:発生抑制)、Reduce(リデュース:排出抑制)、Reuse(リユース:再利用)、Recycle(リサイクル:再生利用)）を進め、持続可能な循環型社会を作ることを目指します。	資源化	エネルギーや資源の有効活用に優れるとともに、最終処分量ゼロ（埋め立てを行わない）を継続可能な施設を目指す。
【基本方針3】 安全かつ効率的で環境負荷の少ない施設	ダイオキシン類などの公害対策はもちろん、地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーなど環境対策に優れた施設を目指します。	環境配慮	周辺環境や景観に配慮した施設を目指す。
		安心・安全・安定	安全で安心できる安定した施設を目指す。
		エネルギーの有効活用	高効率な発電等エネルギーの有効活用を図るとともに、燃料使用量を削減できる施設を目指す。
【基本方針4】 災害に強い施設	強靱な施設であるとともに非常災害に対応できる施設の整備を目指します。	災害対応性	災害に対する強靱化など、災害に対応した施設を目指す。
【基本方針5】 経済性に優れた施設	市内及び近隣の民間処理業者が持つ人材・技術力を活用し、効率的にごみ処理を進める仕組みを作ります。事業方式については、民間経営手法（PFI等）の導入を検討し、経済的な処理体制を構築します。	民間経営手法	民間経営手法の導入等を検討し、経済的な処理体制を目指す。
		経済性	施設整備費や維持管理費の削減など、経済性に優れた施設を目指す。施設の長期使用を見越して長寿命化対策に配慮した施設・設備とする。

図 1 本施設整備の基本方針

3 事業概要


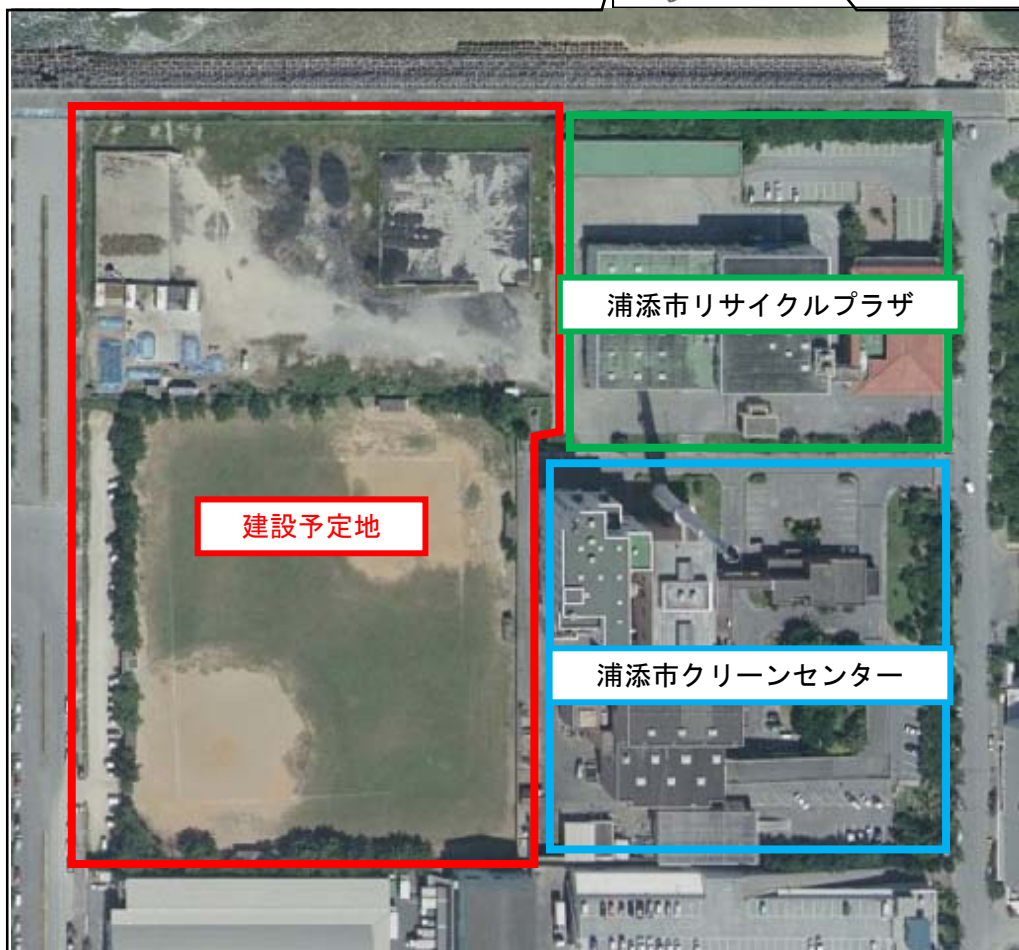
(1) 処理対象区域

浦添市、中城村、北中城村

(2) 建設予定地の位置

本施設の建設予定地は、既存施設である浦添市クリーンセンター及び浦添市リサイクルプラザの隣接地です。建設予定地の位置を図 2 に示します。

項目	内容	
住所	沖縄県浦添市伊奈武瀬 1 丁目 555 番 25 地内	
敷地面積	約 24,000 m ²	
用途地域	区分	準工業地域
	容積率	200%
	建ぺい率	60%
規制地域	騒音規制法	第 3 種区域
	振動規制法	第 2 種区域
	悪臭防止法	B 区域

出典：国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工

図 2 建設予定地の位置

(3) 本施設の概要

本施設の概要を表 1 に示します。

表 1 本施設の概要

項目	概要	
エネルギー 回収型廃棄物 処理施設	処理対象物	可燃ごみ、可燃粗大ごみ、粗大・不燃ごみからの破砕・選別残さ、資源化施設からの破砕・選別残さ、資源物ストックヤードからの選別残さ（選別後のライター含む）、草木ヤードからの残さ、その他 1 市 2 村が指定した廃棄物（ボランティア活動による収集ごみや施設の不具合によりリサイクル処理できなかった際のペットボトル、1 市 2 村の現施設で処理されている物等）
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
	施設規模	194 t/24 h (97 t /24h ×2 炉)
	エネルギー 回収率	19.0%以上
マテリアル リサイクル 推進施設	処理対象物	燃えないごみ、粗大ごみ、小型家電、草・木（浦添市から排出されたものに限る）、有害・危険ごみ、資源化施設等からの破砕・選別残さ
	施設規模	16 t/5 h
その他 関連施設等	管理棟、ストックヤード、計量棟、洗車棟、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン、構内照明、植栽、外構 等	

(4) 事業方式

DBO 方式

(Design Build Operate : 設計、建設、運営を民間事業者に一括して委ねる事業手法)

(5) 事業期間（予定）

① 設計・建設業務期間

令和 7 年 4 月から令和 11 年 3 月まで（4 年間）

② 運営業務期間

令和 11 年 4 月から令和 31 年 3 月まで（20 年間）

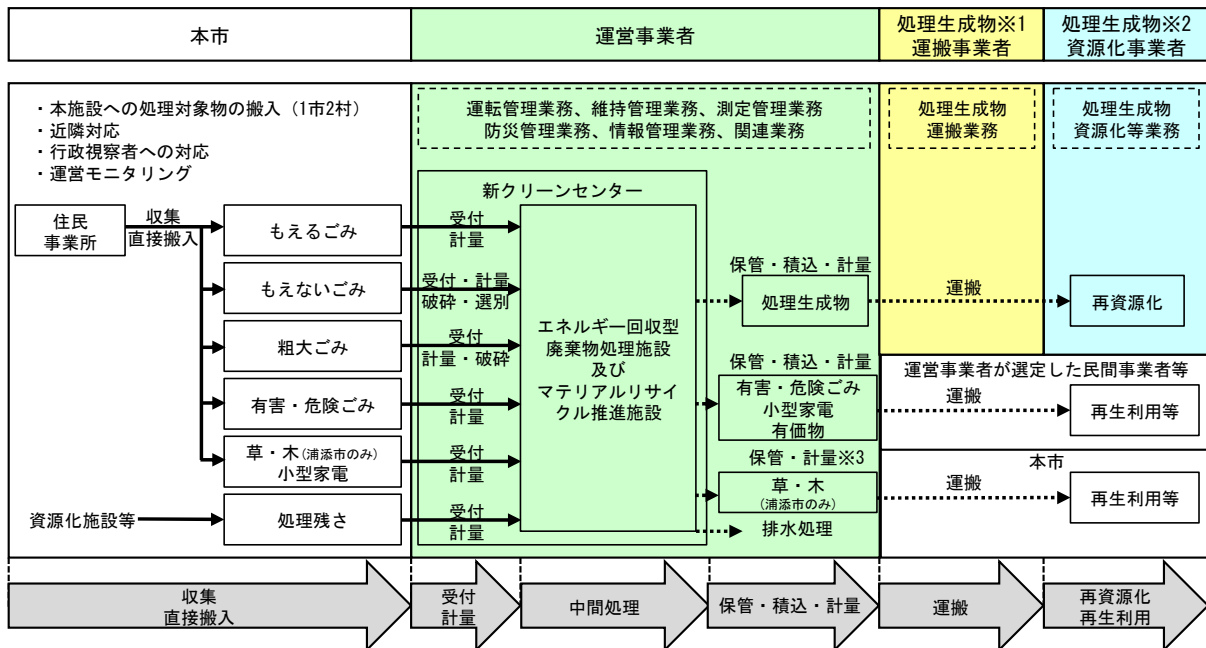
(6) 運営段階の所掌範囲

① 業務範囲

運営段階の業務範囲を図 3 に示します。

本市は、処理対象物を収集し、本施設に搬入するとともに、近隣対応、行政視察者への対応及び事業実施の監視として運営モニタリングを行います。

落札者のうち、運営事業者は、受付・計量から施設の運転、維持管理等の一切の業務を行います。また、処理生成物の運搬業務及び資源化業務をそれぞれ処理生成物運搬事業者と処理生成物資源化事業者が行います。



※1 本市、運営事業者及び処理生成物運搬事業者にて三者契約を締結する。
 ※2 本市、運営事業者及び処理生成物資源化等事業者にて三者契約を締結する。
 ※3 草・木の破袋等の処理及び積込は本市の所掌とする。

図 3 運営段階の業務範囲

② 収入の帰属先

収入の帰属先を表 2 に示します。

ごみ処理手数料と売電収入は本市、有価物の売却益は運営事業者の収入とします。

表 2 収入の帰属先

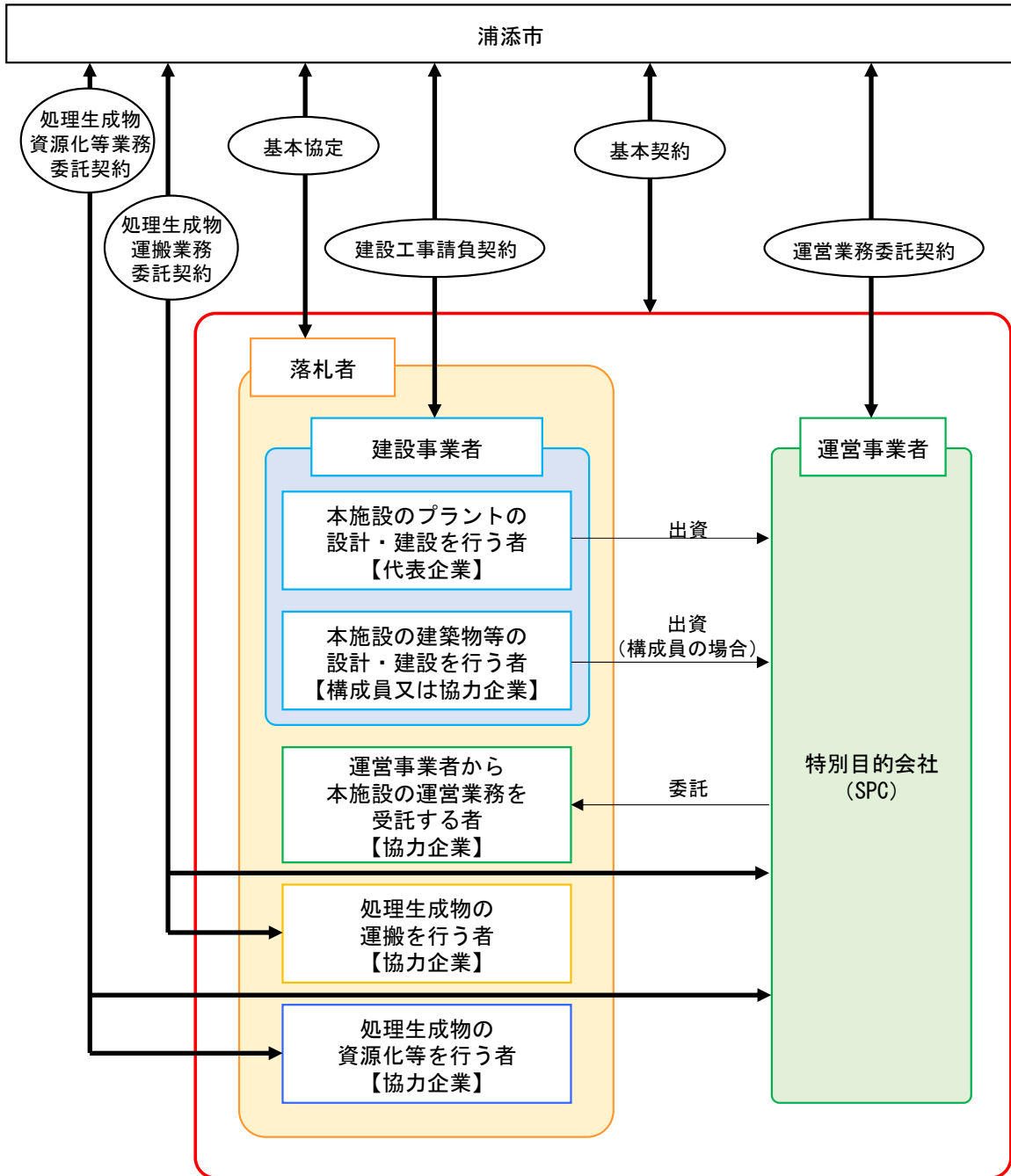
項目	本市	運営事業者
ごみ処理手数料	○	—
売電収入	○	—
有価物の売却益	—	○

(7) 契約スキーム

契約スキーム（例）を図 4 に示します。

本市と落札者は、本事業を円滑に実施するため基本協定及び基本契約を締結し、基本契約に基づき、建設事業者と建設工事請負契約、運営事業者と運営業務委託契約を締結します。

なお、処理生成物の運搬業務及び資源化等業務については、運営事業者及び処理生成物運搬事業者と処理生成物運搬業務委託契約の三者契約、並びに運営事業者及び処理生成物資源化等事業者との処理生成物資源化等業務委託契約の三者契約を締結する予定です。



※1 処理生成物運搬業務委託契約は、浦添市、運営事業者、処理生成物の運搬を行う者にて三者契約を締結する。
 ※2 処理生成物資源化等業務委託契約は、浦添市、運営事業者、処理生成物の資源化等を行う者にて三者契約を締結する。

図 4 契約スキーム（例）